

## 境港市公告第62号

公募型プロポーザル方式により、境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計業務の受託候補者の選定を行うので、その参加申込書等の提出について、次のとおり公告する。

平成28年 8 月 1 0 日

境港市長 中 村 勝 治

### 1. 業務概要

- (1) 委託業務名 境港市民交流センター（仮称）新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 ①境港市民交流センター（仮称）の新築工事にかかる基本設計業務  
※詳細は、公共建築設計業務委託共通仕様書及び公共建築設計業務委託特記仕様書によるものとする。  
②市が実施する市民団体の代表者等で構成する検討委員会、市民説明会、パブリックコメントに必要な資料の作成及び運営等の支援  
③設備に係るイニシャルコスト、ランニングコスト及び費用対効果、性能等の検討資料の作成
- (3) 履行期限 契約の日から平成29年3月21日（火）までとする。
- (4) 発注者 境港市長 中村 勝治

### 2. 参加資格

本プロポーザルは2者で構成する共同企業体のみ参加できます。

- (1) 共同企業体の代表構成委員の要件  
下記に示す全てに該当することが必要です。
  - ①管理技術者が建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士の資格を有しており、かつ一級建築士が5名以上常務していること。
  - ②建築士法第23条に規定する一級建築士事務所登録をしていること。
  - ③平成27・28年度 境港市測量等業務入札参加資格者名簿に登録をしていること。
  - ④会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
  - ⑤告示から技術提案書提出までの間、境港市から指名停止の措置を受けていないこと。
  - ⑥境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

⑦法人であること。

⑧本事業を受託した場合の取組体制に記載された管理技術者が、工事完了まで、設計及び工事監理業務に対する統括責任者として従事できる者であること。

⑨下記の建築物（複合施設含む）のいずれかの建築設計において、基本設計又は実施設計を公共団体等（国及び地方公共団体、営造物法人、独立行政法人）より受託した業務実績（平成12年4月1日以降に契約履行が完了したものに限り）を有すること。（再委託の実績は含まない。共同企業体での受託についてはその代表構成員であること。）

（ア）座席数500席以上の客席を有するホール

（イ）延床面積5,000㎡以上の公共的施設

（2）共同企業体を構成する構成員の要件

下記に示す全てに該当することが必要です。

①共同企業体を構成する構成員は、鳥取県西部市町村（境港市、米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町、日南町、日野町）のいずれかに本社がある又は鳥取県内に本社があり、鳥取県西部市町村のいずれかに支社・営業所を有している者であること。

②共同企業体を構成する構成員が、前号に示す②～⑦の要件を満たしていること。

③共同企業体の構成員は、本プロポーザルに係る他の参加者又は共同企業体の構成員と重複しないこと。

④共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上とする。

（3）参加者の制限

協力事務所を加えることは可とするが、当該協力事務所は、他の参加者の協力事務所になることはできない。

3. 参加手続き等

（1）担当部署

本プロポーザル及び本業務担当（以下「事務局」という。）

部 署 名：境港市教育委員会事務局教育総務課

住 所：〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地

電 話 番 号：0859-47-1084

F A X 番 号：0859-47-1109

E - m a i l：[kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp)

※上記担当窓口の対応可能時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

（2）関係資料の交付方法

資料は全て境港市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.city.sakaiminato.lg.jp/>

(3) 参加表明書及び第一次審査の提出期限等

- ア 提出期限 平成28年8月31日(水)午後5時15分まで
- イ 提出先 上記(1)のとおり
- ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便(いずれの方法でも提出期間内必着とする。)

(4) 第二次審査の提出期限等

- ア 提出期限 平成28年10月7日(金)午後5時15分まで
- イ 提出先 上記(1)のとおり
- ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便(いずれの方法でも提出期間内必着とする。)

4. 選定方法等

(1) 第一次審査

提出された書類の審査を実施し、第二次審査の対象とする候補者5者程度を選定する。

(2) 第二次審査

技術提案書の審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、特定者1者、次点者1者を選定する。

5. 審査基準

(1) 第一次審査

- ア 共同企業体の業務実績及び技術者・有資格者数を評価
- イ 予定技術者の技術力や資格・経験を評価
- ウ 業務実施方針及び技術提案について、取組意欲や本業務に対する理解度を総合的に評価

(2) 第二次審査

- ア 業務実施方針及び技術提案について、的確性、実現性及び独創性を総合的に評価

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び測算法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (2) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (3) その他詳細については、境港市民交流センター(仮称)新築工事基本設計業務プロポーザル実施要領等による。